在外選挙人名簿登録の申請方法

外国で暮らしていても投票できる制度です(国政選挙のみ)。 この制度で投票をするには、在外選挙人名簿への登録が必要です。

■対象選挙

- ・衆議院(小選挙区・比例代表) 選出議員選挙
- · 最高裁判所最高裁判官国民審査
- ·参議院(選挙区·比例代表)選出議員選挙

■申請方法

【方法1】 日本を出国する前に申請する(出国時申請)

【方法2】 出国後、地域を管轄する在外公館で申請する(在外公館申請)

【方法1】出国時申請

- ○登録資格(次の4点のすべてを満たすこと)
 - ・年齢満18歳以上の日本国民
 - ・最終住所地の区市町村(日本国内で最後に住んでいたところ)の選挙人名簿に登録されている
 - ・国外に住所を定めている
 - ・公民権を停止されていない

〇申請方法

国外転出の届出をしたあと、申請者本人か、申請者から委任を受けた人が、国内での最終住所地の選挙管理委員会の窓口で申請する

〇受付時間

午前8時30分~午後5時まで(土・日・祝日を除く)。

〇申請期間

転出届の提出日~転出届に記載された転出予定日まで

〇申請書入手先

紙媒体・・・町選挙管理委員会(総務課内)

電子媒体・・・総務省 | 在外選挙制度について (soumu.go.jp)

〇必要なもの

- ①在外選挙人名簿登録移転申請書(署名欄は本人の自筆)
- ②本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁発行の身分証など)
- ※代理申請の場合は申出書(署名欄は申請者本人の自筆)と代理申請者の本人確認書類

も必要です。

〇申請書提出後~登録まで

申請者が在留届を提出する

1

国外に住所を定めたことを選挙管理委員会が確認し、在外選挙人名簿に登録する

外務省や在外公館を経由して申請者に在外選挙人証を送る

申請により国内の選挙人名簿から在外選挙人名簿に移転登録をしますが、<u>国外に転出後4か月を経過すると、国内の選挙人名簿の登録が抹消され、在外選挙人名簿への移転登録ができなくなります</u>。在留届は早めに提出してください。

【方法2】在外公館申請

○登録資格(次の3点をすべて満たすこと)

- 年齢満18歳以上の日本国民
- 住所を管轄する領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有する
- 公民権を停止されていない

〇申請方法

申請者本人か、申請者の同居家族など(在留届の氏名欄に記載されている人か同居家 族欄に記載されている人)が、住所を管轄する在外公館(大使館や総領事館など)に直 接出向いて、申請する

〇申請に必要なもの

- ・在外選挙人名簿登録申請書(署名欄は申請者本人の自筆)
- ・旅券(事情により旅券を提出できないときは、旅券に代わる身分を証明する書類)
- ・在留届(住所を管轄する領事官の区域内に、引き続き3か月以上住所を有することを 証明する書類)
- ※同居家族などによる代理申請は申出書(署名欄は申請者本人の自筆)と代理申請者の 旅券(代理申請の場合は旅券に限られる)が必要です。

〇申請書提出後~登録まで

申請書が在外公館から日本国内の区市町村の選挙管理委員会に送られる

ļ

区市町村が登録資格を確認し、在外選挙人名簿に登録する

ļ

外務省や在外公館を経由して在外選挙人証を申請者に送る

※登録区市町村は原則として次の条件によって、最終住所地か本籍地のいずれかになり

ます(登録区市町村は選べません)。

平成6年(1994年)5月1日以降に日本を出国した人

・・・最終住所地

平成6年(1994年)4月30日以前に日本を出国し、その後日本国内に居住していない人

・・・本籍地

外国で生まれ日本国内に一度も居住したことがない人

・・・本籍地